

栗原市狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業

◆概要等

有害鳥獣捕獲の担い手の確保のため、「狩猟免許（わな猟免許、第1種銃猟免許）」並びに、「銃砲所持許可」を取得した者に対し、その取得に要した経費について、補助金を交付します。



◆対象者

以下のいずれにも該当する方です。

- ・栗原市内に住所を有し、狩猟免許等を取得した方
- ・過去に狩猟免許等の取り消しを受けたことがない方
- ・農作物被害防除のため、有害鳥獣捕獲活動等に従事する意思のある方

◆対象経費等

- ・以下の対象経費の10分の10以内の額（千円未満切り捨て）となります。
- ・対象経費のうち、他団体等から助成があった場合、当該助成額を差し引いた額とします。

* 狩猟免許（第1種、わな）

- (1) 免許の申請に必要な手数料
- (2) 宮城県または宮城県猟友会が主催する講習会の参加手数料

* 銃砲所持許可

- (1) 銃砲所持許可の申請に必要な手数料
- (2) 猟銃の取扱に関する講習会の参加手数料
- (3) 猟銃の操作、射撃の技能講習の参加手数料
- (4) 火薬類譲受許可の申請に必要な手数料

※令和8年4月1日以降に負担した経費等が対象となります。

※網猟免許、第2種銃猟免許は対象となりません。

◆申請方法

事前に林業畜産課または各総合支所市民サービス課の窓口で相談のうえ、以下の書類を添付し、申請してください。

- ・狩猟免許、銃砲所持許可証の写し
- ・対象経費にかかる領収書の写し

◆申請の受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで

* 広報くりはら4月1日号に事業周知掲載

お問い合わせ先

栗原市 産業経済部 林業畜産課

電話：0228-22-1136